

産業団地におけるニーズ・適地調査業務委託 特記仕様書

(趣旨)

第1条 この仕様書は、次条の業務委託に関して必要な事項を定めるものとする。

(適用)

第2条 この仕様書は、次の業務委託に適用する。

委託名 産業団地におけるニーズ・適地調査業務委託

委託箇所 埼玉県内

(目的)

第3条 2024年4月からトラックドライバーの時間外労働の960時間上限規制が適用され、労働時間が短くなることでトラックドライバー（輸送能力）が不足し、従来よりもモノが円滑に運べなくなる可能性が懸念されている。このため、立地企業並びに物流事業者に選ばれる適地での産業団地整備の実現性を調査・検討することを目的とする。

(業務内容)

第4条 本業務の内容は、以下のとおりとする。

なお、別途発注者から提供する「物資流動調査」のデータを用いて、業務を実施すること。

(1) 新たな配送拠点整備

以下について、調査すること。

① 都内への配送拠点整備のニーズ調査

都内への配送拠点としてどのようなニーズがあるかを調査する。併せて、埼玉県内のどの市町村であれば、都内への配送拠点としてニーズがあるかを調査する。また必要面積についても調査すること。

② 埼玉県内の中小運送会社の配送拠点整備ニーズ調査

埼玉県内の中小運送会社の運送形態は多様化している。どのような運送形態があるか調査、パターン化し、各パターンでどのような配送拠点の整備ニーズがあるか調査する。また各パターンで必要面積についても調査すること。

(2) 高速道路インターチェンジ直結型の適地調査

以下について、調査すること。

① 埼玉県内の高速道路沿線での整備適地調査

埼玉県に配送拠点を置く場合、どのような配送施設の需要があるかを把握する

こと。

また、インターチェンジ周辺の土地利用状況やインターチェンジの高低差などを鑑み、埼玉県内の高速道路インターチェンジ直結型の配送施設の整備可能性を調査すること。なお、ダブル連結トラック等の大型車両が利用可能かも併せて調査すること。

② 全国の高速度道路インターチェンジ直結型の事例調査

全国の高速度道路インターチェンジ直結型の配送施設の事例を調査すること。

(3) モーダルシフトのニーズ・適地調査

以下について、調査すること。

① モーダルシフトのニーズ調査

埼玉県内の鉄道貨物ターミナル駅や近隣都県の空港施設を利用したモーダルシフトのニーズがあるかを調査すること。

② 鉄道貨物ターミナル駅及び近隣都県の空港施設を利用した場合の整備適地調査

鉄道貨物ターミナル駅周辺の土地利用の状況を調査し、配送施設の整備可能性を調査すること。

併せて、埼玉県内で近隣都県の空港施設を利用した貨物輸送需要がある地域の土地利用の状況を調査し、配送施設の整備可能性を調査すること。

(4) 報告書作成

(1)～(3)について報告書及び成果品として次に掲げる部数を提出する。

(作業過程において作成したものを含む。)

- ・報告書 1部
- ・報告書(概要版) 1部
- ・原稿原図(電子データ) CD-R、正副 1式
- ・その他、監督員が必要と認めるもの 1式

(協議打合せ等)

第5条 受注者は、発注者と打合せを行う。

- ・業務着手時 1回
- ・中間打合せ 3回
- ・成果品納入時 1回

(その他)

第6条 この特記仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた場合は、発注者と協議するものとする。